

表 追加関税措置のリストに含まれる品目数と対象品目

発表	対象品目の根拠通知	発効期日	品目数		対象品目	規模	追加関税率 (2019年12月14日時点で 賦課されていたもの)	追加関税率 引き上げ予定 (2019年12月14日時点に おける12月15日以降の予 定)	追加関税率 (2019年12月15日以降)
			品目リスト	品目数 (リスト別、注1、注4)					
第1弾	税委会公告[2018]5号	2018年7月6日	545	リスト1	545	大豆(12019010)、実綿および繰綿(52010000)など	25%	25%	25%
	税委会公告[2018]10号				28	自動車(87032343)など	—	25%(予定)	追加関税徴収の暫定停止を継続する
第2弾	税委会公告[2018]7号	2018年8月23日	333	リスト2	333	古紙(47071000)、銅のくず(74040000)、アルミニウムのくず(76020000)など	25%	25%	25%
	税委会公告[2018]10号				116	自動車(排気量が1500ccを超え2000cc以下の小型乗用車、87032341)など	—	25%(予定)	追加関税徴収の暫定停止を継続する
第3弾	税委会公告[2018]6号	2018年9月24日	5,207	リスト1	2,493	液化天然ガス(27111100)、銅鉱(精鉱を含む、26030000)など	25%	25%	25%
				リスト2	1,078	その他の機械類(84798999)、その他の光学式機器(90314990)など	20%	20%	20%
				リスト3	974	その他の板ガラスおよび溝型ガラス(70031900)、レーザー機器(90132000)など	10%	10%	10%
				リスト4	662	化学木材パルプ(針葉樹のもの、47032100)、走査型超音波診断装置(90181291)など	5%	5%	5%
	税委会公告[2018]10号	67	シートベルト(87082100)、車のドア(87082952)など	—	5%(予定)	追加関税徴収の暫定停止を継続する			
第4弾 (注2)	(税委会公告[2019]4号)	2019年9月1日	1,717	リスト1(一)	270	冷凍マグロ(03034520)など	10%	10%	10%
				リスト1(二)	646	牛肉(02012000)、大豆(12019030)、大豆ミール(12081000)など	10%	10%	10%
				リスト1(三)	64	大豆・黄白色系のもの(12019010)、ミルクおよびクリーム(04011000)など	5%	5%	5%
				リスト1(四)	737	原油(27090000)、レアアース(28053019)など	5%	5%	5%
		2019年12月15日	3,361	リスト2(一)	749	小麦(10011900)、トウモロコシ(10059000)など	—	10%(予定)	暫定的に追加関税の徴収を行わない
				リスト2(二)	163	バイク(87113020)、内視鏡(90189030)など	—	10%(予定)	
					133	自動車(排気量が1500ccを超え2000cc以下の小型乗用車、87032341)など	—(注3)		
				リスト2(三)	634	ウイスキー(22083000)、紙巻きタバコ(24022000)など	—	5%(予定)	
リスト2(四)	1,815	液化プロパンガス(27111200)、マシニングセンター(84571099)など	—	5%(予定)					

(注1) 黄色塗りつぶし部分が税委会公告[2019]7号により、暫定的に追加関税率の徴収を行わない、もしくは徴収の暫定停止を継続する品目。

(注2、3) 第4弾の品目リストには第1弾～第3弾のリストの品目も一部重複して掲載されているが、表上では税委会公告[2018]10号に関連する自動車関連品目の重複のみを表示。

(注4) 適用除外措置対象品目も含む。

(出所) 関税税則委員会発表を基にジェトロ作成